



第12回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2020年12月18日（金曜日）
午前10時

開催場所

東京都渋谷区東一丁目2番20号
住友不動産渋谷ファーストタワー
ベルサール渋谷ファースト2階

■ 書面又はインターネット等による議決権行使 期限

2020年12月17日（木曜日）午後7時まで

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染症拡大を防止し、株主の皆様、社員及び関係者の「生命と健康を守るための対応」を最優先とし、本総会については、以下のとおりとさせていただきます。

- ・当社役員のみで開催するため、株主の皆様は、ご来場されないようお願い申し上げます。
- ・お土産のご用意はございません。
- ・株主総会後の株主様向け会社説明会はございません。
- ・報告事項のポイントをまとめた動画を当社ウェブサイト (<https://colopl.co.jp/ir/stock/shareholders/>) にてご視聴いただけます（12月上旬掲載予定）。

株主の皆様におかれましては、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

目次

第12回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
議案及び参考事項	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件	

（添付書類）

事業報告	12
連結計算書類	30
計算書類	32
監査報告	34

株式会社コロプラ

証券コード 3668

(証券コード 3668)
2020年12月2日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
株 式 会 社 コ ロ プ ラ
代表取締役社長 馬 場 功 淳

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本総会の開催について慎重に検討いたしました結果、株主の皆様への期末配当の支払い（剰余金の処分）をはじめ、取締役の選任等の決議を目的とする重要な意思決定機関である本総会の開催方法につきましては、**株主の皆様、社員及び関係者の「生命と健康を守るための対応」を最優先とし**、株主の皆様にご来場いただくことなく**当社役員のみで開催させていただきます**と、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、本総会のご出席に代えて、**書面又はインターネット等により事前に議決権を行使いただきたく**、後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、お手数ながら後述のご案内に従って、2020年12月17日（木曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染症拡大を防止し、**株主の皆様、社員及び関係者の「生命と健康を守るための対応」を最優先とし**、本総会については、以下のとおりとさせていただきます。

- ・ **当社役員のみで開催するため、株主の皆様は、ご来場されないようお願い申し上げます。**
- ・ **お土産のご用意はございません。**
- ・ **株主総会後の株主様向け会社説明会はございません。**
- ・ **報告事項のポイントをまとめた動画を当社ウェブサイト**

(<https://colopl.co.jp/ir/stock/shareholders/>)にてご視聴いただけます（12月上旬掲載予定）。株主の皆様におかれましては、**書面又はインターネット等による事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます**。なお、株主総会当日までの状況の変化により、これらの内容を変更する場合は、当社ウェブサイトに変更後の内容を掲載させていただきます。

記

1. 日 時 2020年12月18日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区東一丁目2番20号
住友不動産渋谷ファーストタワー
ベルサール渋谷ファースト2階
3. 目的事項
報告事項 1. 第12期（2019年10月1日から2020年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第12期（2019年10月1日から2020年9月30日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
4. 議決権の行使についてのご案内
(1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年12月17日（木曜日）午後7時までに到着するようにご返送ください。
(2) インターネット等による議決権行使の場合
インターネット等により議決権を行使される場合には、後述の【インターネット等による議決権行使について】をご高覧の上、2020年12月17日（木曜日）午後7時までに行使してください。

以 上

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://colopl.co.jp/ir/stock/shareholders/>）に掲載しておりますので、株主総会招集ご通知添付書類には記載していません。

なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、次の事項も含まれております。

- ①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ②連結計算書類の連結注記表
- ③計算書類の株主資本等変動計算書
- ④計算書類の個別注記表

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://colopl.co.jp/ir/stock/shareholders/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

I 議決権行使のご案内



I 郵送(書面)にて議決権を行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

▶ 行使期限: 2020年12月17日(木曜日)午後7時到着分まで

議決権行使書のご記入方法
(議決権行使書用紙イメージ)

議決権行使書

株主番号 株式会社 コロプラ 御中

議決権行使個数 個

株主番号 (株元株式数 100株)

ご所有株式数 株

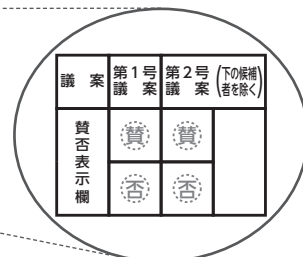
お願い

1.

2.

株式会社 コロプラ

こちらに各議案の賛否をご記入ください。



【第1号議案】

- 賛成の場合 → “賛”を○で囲んでください。
- 否認する場合 → “否”を○で囲んでください。

【第2号議案】

- 全ての候補者に賛成の場合 → “賛”を○で囲んでください。
- 全ての候補者を否認する場合 → “否”を○で囲んでください。
- 一部の候補者を否認する場合 → “賛”を○で囲み、否認する候補者の番号を欄内に記載してください。

※各議案につきまして、賛否の表示がない場合は、“賛”の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



I インターネット等で議決権を行使される場合 ※詳細は、4頁をご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

▶ 行使期限: 2020年12月17日(木曜日)午後7時まで

I インターネット等による議決権行使について

議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等によって議決権を行使する場合は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

パソコンによる議決権行使

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

スマートフォンによる議決権行使

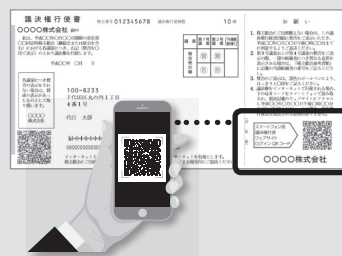
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

こちらでは1回に限り議決権を行使できます。

※上記方法での議決権行使は1回に限りです。

詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。

「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



議決権行使のお取り扱い

書面とインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使は、2020年12月17日(木曜日)の午後7時までに行使されるようお願いいたします。

お問合わせ

パソコン・スマートフォンの操作方法に関するお問合わせ先

■ 当ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン・スマートフォンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話 0120(652)031

受付時間 9:00~21:00

■ その他株式に関するご質問等は、下記にお問合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120(782)031

受付時間 土・日・祝日を除く9:00~17:00

議決権電子行使プラットフォームのご利用について(機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、利益配分につきましては、健全なバランスシートをもとに、連結業績、DOE（純資産配当率）、キャッシュ・フロー及び資本の効率性を総合的に勘案して、より安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。

第12期の期末配当につきましては、上記方針及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき25円00銭
総額 3,195,731,925円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年12月21日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の指摘事項はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

ば ば なるあつ
馬場 功淳

再任

生年月日

1978年1月7日生

所有する当社の株式数

61,775,994株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2003年3月 株式会社ケイ・ラボラトリー（現 KLab株式会社）入社
- 2007年4月 グリー株式会社入社
- 2008年10月 当社設立
代表取締役社長就任（現任）
- 2016年3月 一般財団法人クマ財団（現 公益財団法人クマ財団）
設立 代表理事（現任）

■ 候補者とした理由

創業者として、当社の精神的支柱であるとともに、強力なリーダーシップを発揮しております。

また、モバイルコンテンツをはじめとするサービス開発技術及びそれらに関する豊富な経験と知識を有しており、技術的判断、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。このような経験と実績、リーダーシップなどは、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

はらい よしあき
原井 義昭

再任

生年月日

1988年9月28日生

所有する当社の株式数

6,752株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2011年3月 有限責任監査法人トーマツ入所

2014年3月 公認会計士登録

2015年1月 当社入社

2018年12月 当社取締役（現任）

■ 候補者とした理由

公認会計士として財務、会計に関する高い専門性を有しており、当社入社以来、M&A、グループガバナンス体制の構築、コーポレートガバナンス強化等に従事し、コーポレート全般における豊富な経験と幅広い見識を有しております。

このような経験と実績は引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

いしわたり りょうすけ
石渡 亮介

再任

生年月日

1972年4月24日生

所有する当社の株式数

75,445株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年5月 株式会社International Creative Marketing（現 合同会社カンター・ジャパン）入社

2006年1月 有限会社キャップス入社

2009年9月 株式会社ナビット入社

2010年9月 当社入社

2014年12月 当社取締役（現任）

■ 候補者とした理由

当社入社以来、長らくゲーム事業を統括し、現場における豊富な経験と幅広い見識を有しております。その現場での経験と見識を活かし、非ゲーム部門の責任者として重要な役割を果たしております。

このような経験と実績は引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

すがいけんた
菅井 健太

再任

生年月日

1982年2月28日生

所有する当社の株式数

126,545株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年4月 株式会社富士設備入社
2001年12月 株式会社フォーラムエンジニアリング入社
2005年4月 コムシステクノ株式会社入社
2008年1月 フォートラベル株式会社入社
2010年6月 当社入社
2016年12月 当社取締役（現任）

■ 候補者とした理由

IT・Webサービスを中心とした豊富な経験から、当社入社以来、ほぼ全てのコンテンツの開発運用において高い技術力で貢献しており、ゲーム事業全般における豊富な経験と幅広い見識を有しております。

このような経験と実績は引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

さかもと ゆう
坂本 佑

新任

生年月日

1984年3月5日生

所有する当社の株式数

一株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2009年4月 株式会社コナミデジタルエンタテインメント入社
2013年10月 当社入社
2016年1月 当社サービス統括本部 第3スタジオ部長
2018年1月 当社執行役員 エンターテインメント本部 副本部長
2019年3月 当社エンターテインメント本部長（現任）

■ 候補者とした理由

コンシューマーゲーム企業における豊富な経験及び実績に加え、当社入社以来、ゲームクリエイターとして多くのモバイルゲーム開発及び運用に従事し、ゲーム事業全般における豊富な経験と幅広い見識を有しております。

このような経験と実績は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

6

いけだ よういち
池田 洋一

新任

生年月日

1984年1月18日生

所有する当社の株式数
一株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2009年4月 株式会社カプコン入社
2012年12月 当社入社
2017年3月 当社クリエイティブ本部 第2エンジニアリング部長
2019年1月 当社クリエイティブ本部 副本部長
2019年9月 当社エンターテインメント本部 副本部長（現任）

■ 候補者とした理由

コンシューマーゲーム企業における豊富な経験及び実績に加え、当社入社以来、エンジニアとして多くのモバイルゲームの開発に貢献し、ゲーム開発における豊富な経験と幅広い見識を有しております。

このような経験と実績は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

いしわたり しんすけ
石渡 進介

再任

生年月日

1969年8月30日生

所有する当社の株式数
99,000株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年4月 弁護士登録
2001年1月 Field-R法律事務所設立
2008年8月 ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所設立
パートナー弁護士（現任）
2010年7月 当社社外取締役
2011年3月 クックパッド株式会社執行役
2015年7月 株式会社みんなのウェディング代表取締役社長兼CEO
2015年12月 当社取締役（現任）
2018年10月 株式会社くふうカンパニー取締役（現任）
2019年8月 株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー取締役（現任）

■ 候補者とした理由

企業経営者としての豊富な経験と知見を有しており、また弁護士として専門的な法律知識を有しております。

このような経験と実績は引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

やなぎさわ こうじ
柳澤 孝旨

再任

社外

独立

生年月日

1971年5月19日生

所有する当社の株式数

5,000株

Ⅰ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1995年4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行
 1999年5月 株式会社NTTデータ経営研究所入社
 2005年5月 みずほ証券株式会社入社
 2006年2月 株式会社スタートトゥデイ（現 株式会社ZOZO）常勤監査役
 2008年6月 同社取締役兼経営管理本部長
 2009年4月 同社取締役CFO
 2015年12月 当社取締役（現任）
 2017年4月 株式会社スタートトゥデイ（現 株式会社ZOZO）取締役副社長兼CFO（現任）
 2020年3月 株式会社オプトホールディング（現 株式会社デジタルホールディングス）取締役（現任）

Ⅱ 社外取締役候補者とした理由

企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した客観的立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言、提言等が期待できるため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

柳澤孝旨氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。

また、当社は、柳澤孝旨氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定です。

ためすえ だい
為末 大

再任

社外

独立

生年月日

1978年5月3日生

所有する当社の株式数

－株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年4月 大阪ガス株式会社入社
 2003年10月 同社を退社、プロ陸上選手として独立
 2004年3月 アジアパートナーシップファンドの所属選手として契約
 2007年12月 株式会社侍設立 代表取締役（現任）
 株式会社ウェッジホールディングス取締役
 2010年8月 一般社団法人アスリートソサエティ設立 代表理事（現任）
 2014年5月 株式会社Xiborg設立 取締役（現任）
 2015年12月 当社取締役（現任）
 2018年7月 株式会社Deportare Partners設立 代表取締役（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由

アスリートとしての活躍をはじめ、社会や教育に関する活動から得られた豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した客観的立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言、提言が期待できるため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

為末大氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。

また、当社は、為末大氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定です。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 馬場功淳氏、原井義昭氏、石渡亮介氏、菅井健太氏、石渡進介氏、柳澤孝旨氏及び為末大氏の7名は、現在、当社の取締役であり、その当社における地位、担当及び重要な兼職は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役の状況」に記載のとおりであります。
3. 当社と石渡進介氏、柳澤孝旨氏及び為末大氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない時に限られます。本総会において各候補者が再任された場合は、同様の内容の契約を継続する予定であります。

以上

事業報告

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

国内ゲームアプリ市場は安定成長を続けることが予想されており、「ファミ通ゲーム白書2020」によると、2019年に1兆2,140億円まで成長した市場規模は、2021年には1兆2,720億円に達すると予測されております。また、The Goldman Sachs Group, Inc.の調査によると、VR（仮想現実：Virtual Reality）のハードウェア及びソフトウェアの世界市場規模は、2025年までに590億ドルに達すると予測されております。

このような環境の中、当社グループは、スマートフォン向けの既存ゲームについてはユーザとのエンゲージメントを高めることを意識し、新規ゲームについてはその投入に向けて注力してまいりました。また、VR端末向けコンテンツについても様々な開発実験を行ってまいりました。

売上の多くを占めるスマートフォン向けゲームでは、当連結会計年度において、他社IPタイトルの「ドラゴンクエストウォーク（企画・制作：株式会社スクウェア・エニックス、開発：当社）」が堅調に推移し、当社グループの連結業績に貢献しました。「クイズRPG魔法使いと黒猫のウィズ」や「白猫プロジェクト」といった自社IPタイトルにおいては、TVCMやオンライン動画プラットフォームでのプロモーションに加え、グッズの製作、TVアニメ「白猫プロジェクト ZERO CHRONICLE」の放映等を実施することでユーザとのエンゲージメントを高めるサービス運用をしてまいりました。

また、当社グループの事業強化を目的として、2020年4月に総合エンターテインメント企業の株式会社MAGES.を完全子会社化いたしました。株式会社MAGES.はコンシューマーゲームの製作やオリジナルIPの創出などに強みを持っており、当連結会計年度において「この素晴らしい世界に祝福を！～この欲望の衣装に寵愛を！～」や「OGRE TALE -鬼譚-」、「コープスパーティー BLOOD DRIVE」といったコンシューマーゲームをリリースしております。

なお、多くの国々で外出や移動が制限されるなど、消費や企業の経済活動が停滞する状況が続いておりますが、当社グループの新型コロナウイルス感染症による当連結会計年度の業績への影響は限定的です。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は45,128百万円（前連結会計年度比16.0%増）、営業利益は12,250百万円（同314.9%増）、経常利益は11,790百万円（同612.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は7,977百万円（同645.5%増）となりました。

なお、当社グループにおける報告セグメントはモバイルサービス事業のみであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

事業の部門別売上高

事業別	売上高（百万円）
モバイルサービス事業	45,128
合計	45,128

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社グループにおける報告セグメントはモバイルサービス事業のみであります。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 重要な組織再編等の状況

当社は、2020年4月3日に株式会社MAGES.のすべての株式を取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

(5) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき課題は以下のとおりであります。

①コーポレートブランド価値の向上

当社グループのビジョン実現のためには、ユーザから支持されるサービスを提供し続けることに加え、沢山の方に愛着を持っていただける会社になることが不可欠であると考えております。当社グループはステークホルダーに対する適切な情報開示と、積極的な広報活動及びCSR活動により、当社グループのコーポレートブランド価値の向上を図ってまいります。

②ユーザ数の拡大とユーザエンゲージメントの強化

当社グループが持続的に成長するためには、当社グループ及び当社グループのサービスの知名度を向上させ、新規ユーザを継続的に獲得し、ユーザ数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのためには、効果的な広告宣伝活動等により当社グループの知名度を向上させること、また多種多様なサービスを開発し、より多くのユーザに利用してもらえるような施策を積極的に実施することでユーザ数の拡大に努めてまいります。

また、既存ユーザについてもそのニーズを汲み取り質の高いゲームを提供し続けるとともに、様々な媒体を活用しユーザと対話することによりエンゲージメントを強化し、より長期的に当社グループのサービスを楽しんでいただけるよう努めてまいります。

③ポートフォリオの拡大

当社グループは経営戦略として、ユーザの異なる事業を組み合わせたポートフォリオ戦略を実行し常に新しい領域に投資を行うことを掲げています。

どの時代においても、沢山のユーザに受け入れられる、新しいエンターテインメントをつくり続けるというビジョンの実現のため、1本のヒットタイトルのみを提供するのではなく、ユーザの属性等に合わせて、コンテンツ、エリア、デバイスのそれぞれにおいて、適切なりソース配分と分散投資を行い、ポートフォリオの拡大に努めてまいります。

④サービスの安全性及び健全性の確保

当社グループが提供する一部のサービスは、ユーザ同士がコミュニケーションをとることが可能であるため、ユーザが安心して当社グループのサービスを利用できるように、サービスの安全性及び健全性を確保する必要があります。当社グループはガイドラインを設け、サービスの安全性及び健全性の確保に努めてまいります。

⑤システムの安定的な稼働

当社グループのアプリ及びプラットフォームはウェブ上で運営されており、快適な状態でユーザにサービスを提供するためにはシステムを安定的に稼働させ、問題が発生した場合には適時に解決する必要があると認識しております。

そのため、システムを安定的に稼働させるための人員確保及びサーバ機器拡充に努めてまいります。

⑥海外向けサービスについて

当社グループはスマートフォンの特徴を活かして、今後も当社グループのサービスを海外で積極的に展開していくことを企図しております。

さらなる海外事業の拡大と収益力強化に向け、地域ごとのユーザの嗜好の把握や、地域ごとのユーザ特性を勘案した独自のサービス開発・提供を推進してまいります。

⑦新技術への対応

当社グループが属する業界では技術革新が絶え間なく行われており、関連するマーケットも拡大しております。このような事業環境の下で当社グループが継続的に事業を拡大していくためには、様々な新技術に適時に対応していくことが必要であると認識し、継続的に対応を行ってまいります。

⑧内部管理体制の強化とコーポレートガバナンスの充実

当社グループはさらなる事業拡大、企業価値向上を目指すためには社会から信頼を得ることが不可欠であると考えております。そのために企業倫理・コンプライアンスに関し、全役職員が共通の認識を持ち、公正かつ的確な意思決定を行う風土を醸成することに加えて、健全性及び透明性のある管理体制の整備を行うことで、内部管理体制の強化及びコーポレートガバナンスの充実に努めてまいります。

⑨組織の機動性の確保

当社グループの属するエンターテインメント業界は、他の業界に比べて環境変化のスピードが速く、その変化への迅速な対応が不可欠であります。組織の規模拡大による機動性の低下等の弊害を排除するため、適切な人員配置、事業展開に応じた組織体制の整備により、意思決定の機動性確保を図ってまいります。

⑩優秀な人材の確保及び育成

当社グループは今後より一層の事業拡大のため、人材の確保及び育成を重要な課題と認識しております。当社グループのビジョンと共鳴する優秀な人材を確保し、持続的な成長を支える人材を育成すべく採用活動及び研修活動を強化してまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2017年度 第9期	2018年度 第10期	2019年度 第11期	2020年度 第12期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	52,246	45,776	38,920	45,128
経常利益 (百万円)	12,901	6,097	1,655	11,790
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	8,691	4,192	1,070	7,977
1株当たり当期純利益 (円)	69.32	33.08	8.40	62.45
総資産 (百万円)	75,744	77,244	74,740	85,833
純資産 (百万円)	69,293	70,625	69,433	75,779
1株当たり純資産額 (円)	551.34	555.65	544.53	592.81

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2017年度 第9期	2018年度 第10期	2019年度 第11期	2020年度 第12期 (当事業年度)
売上高 (百万円)	50,692	43,666	35,880	39,061
経常利益 (百万円)	14,629	6,422	1,097	11,045
当期純利益 (百万円)	8,634	3,145	594	7,346
1株当たり当期純利益 (円)	68.86	24.82	4.66	57.51
総資産 (百万円)	77,547	77,326	74,324	84,270
純資産 (百万円)	71,471	71,483	69,822	75,382
1株当たり純資産額 (円)	568.67	562.40	547.58	589.71

(7) 重要な子会社の状況

会社名	出資金総額(百万円)	当社の出資割合(%)	主な事業内容
コロプラネクスト2号 ファンド投資事業組合	1,224	100.0 (0.25)	投資事業
コロプラネクスト4号 ファンド投資事業組合	1,167	100.0 (0.25)	投資事業
コロプラネクスト7号 ファンド投資事業組合	1,882	100.0 (0.04)	投資事業
コロプラネクスト上場 株1号ファンド投資事 業組合	2,352	99.95 (0.01)	投資事業

(注) 当社の出資割合の()内は、間接出資割合の内数であります。

(8) 主要な事業内容 (2020年9月30日現在)

事業区分	事業内容
モバイルサービス事業	携帯端末アプリ等の開発及び運営、リアル連携型による販売促進事業等

(9) 主要な事業所 (2020年9月30日現在)

名称	所在地
本社	東京都渋谷区

(10) 使用人の状況 (2020年9月30日現在)

①企業集団の使用人の状況 1,565 (95) 名 (前期比197名増 (28名減))

- (注) 1. 使用人数は就業員数 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前期末と比べて197名増加しております。これは主として株式会社MAGES.を連結子会社化したためであります。
3. 当社グループにおける報告セグメントはモバイルサービス事業のみであるため、セグメント別の記載はしていません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
954(41)名	19名増	32.4歳	3.5年

- (注) 使用人数は就業員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(11) 主要な借入先 (2020年9月30日現在)

該当事項はありません。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、任天堂株式会社から、2017年12月22日付で特許権侵害に関する訴訟を提起されました。詳細につきましては、「連結注記表（連結貸借対照表に関する注記）（3）偶発債務」または「個別注記表（貸借対照表に関する注記）（4）偶発債務」をご参照ください。

なお、連結注記表及び個別注記表につきましては、インターネット上の当社ホームページ（<https://colopl.co.jp/ir/stock/shareholders/>）に掲載しております。

2. 会社の株式に関する事項（2020年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 450,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 129,607,536株(自己株式1,778,259株を含む。)
- (3) 株主数 35,928名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
馬場 功淳	61,775,994 ^株	48.33 [%]
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	8,785,600	6.87
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	7,512,600	5.88
THE BANK OF NEW YORK 133612 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	2,901,500	2.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,590,600	2.03
KDDI株式会社	2,550,000	1.99
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	1,338,700	1.05
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 （常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部）	993,552	0.78
石原 慎也	726,600	0.57
株式会社日本カストディ銀行（信託6）	720,500	0.56

(注) 1. 当社は、自己株式を1,778,259株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

(2020年9月30日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	馬 場 功 淳	公益財団法人クマ財団代表理事 報酬諮問委員会委員
取 締 役	原 井 義 昭	コーポレート本部長 HR本部長 報酬諮問委員会委員
取 締 役	石 渡 亮 介	マーケティング本部管掌
取 締 役	菅 井 健 太	技術統括本部長
取 締 役	石 渡 進 介	ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所 パートナー弁護士 株式会社くふうカンパニー取締役 株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー取締役
取 締 役	柳 澤 孝 旨	株式会社ZOZO取締役副社長兼CFO 株式会社デジタルホールディングス取締役
取 締 役	為 末 大	株式会社Deportare Partners代表取締役 株式会社侍代表取締役 一般社団法人アスリートソサエティ代表理事
取 締 役 (監査等委員・常勤)	長谷川 哲 造	報酬諮問委員会委員長
取 締 役 (監査等委員)	月 岡 涼 吾	報酬諮問委員会委員 月岡公認会計士事務所所長
取 締 役 (監査等委員)	飯 田 耕 一 郎	報酬諮問委員会委員 森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士 株式会社くふうカンパニー取締役 (監査等委員)

(注) 1. 取締役 柳澤 孝旨氏及び為末 大氏並びに取締役 (監査等委員) 長谷川 哲造氏、月岡 涼吾氏及び飯田 耕一郎氏は、社外取締役であります。

- 取締役（監査等委員）長谷川 哲造氏は、証券業界における長期の職務経験と他の会社における取締役又は監査役としての豊富な経験を有しております。
- 取締役（監査等委員）月岡 涼吾氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 取締役（監査等委員）飯田 耕一郎氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
- 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
- 当社は、取締役 柳澤 孝旨氏、為末 大氏及び取締役（監査等委員）長谷川 哲造氏、月岡 涼吾氏の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 取締役 長谷部 潤氏は、2019年12月20日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社と取締役 石渡 進介氏及び各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

（3）取締役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	8名 (2名)	140百万円 (10百万円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (3名)	26百万円 (26百万円)
合計 （うち社外取締役）	11名 (5名)	167百万円 (36百万円)

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役1名を含んでおります。
2. 合計欄は実際の支給人数を記載しております。
3. 取締役の報酬限度額は、2015年12月18日開催の第7回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）、取締役（監査等委員）について年額30百万円以内と決議いただいております。
- また、2019年12月20日開催の第11回定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬の総額は、上記の報酬枠とは別枠で年額300百万円以内と決議いただいております。なお、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

（4）社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外役員の重要な兼職の状況は、21頁「（1）取締役の状況」に記載のとおりであります。

なお、当社と当該兼職先の間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	柳 澤 孝 旨	当事業年度に開催された取締役会18回中17回に出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立した客観的立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言、提言を行っております。
取 締 役	為 末 大	当事業年度に開催された取締役会18回中17回に出席し、アスリートとしての活躍をはじめ、社会や教育に関する活動から得られた豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立した客観的立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言、提言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	長谷川 哲 造	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、また、監査等委員会14回全てに出席し、常勤監査等委員として社内の主要な会議に出席し、上場企業の役員としての経験から、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスに関する発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	月 岡 涼 吾	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、また、監査等委員会14回全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から当社の会計、財務及び税務に係る事項に関する発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	飯 田 耕 一 郎	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、また、監査等委員会14回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から当社の法律に係る事項、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスに関する発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額(注)	34百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績について取締役、経理関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手と報告を受けた上で、会計監査人の監査計画における監査時間・要員配置計画、会計監査の職務遂行状況、報酬見積の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
- (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、全員の同意により、会計監査人を解任いたします。
- (4) 責任限定契約の内容の概要
当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款規定を設けておりますが、会計監査人との間に責任限定契約は締結しておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社では、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
- ② 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- ③ 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
- ④ 監査等委員会は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
- ⑤ 企業倫理相談及び内部通報のための窓口を設置し、法令、定款、社内規程等に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正するための仕組み（以下「公益通報制度」という。）を構築する。
- ⑥ 取締役及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき、賞罰委員会による処罰の対象とする。
- ⑦ 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。
- ⑧ 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。
- ⑨ 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営する。また、同管理者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ① 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
- ② 情報管理諸規程を定め、情報資産の保護・管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役は、当社グループ全体の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
- ② 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、事業継続計画を策定する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、又は必要に応じて随時開催する。
 - ② 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行する。
 - ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、業務分掌規程及び稟議規程を制定する。
- (5) 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、経営理念に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
 - ② 当社は、関係会社管理規程に基づき、各子会社の状況に応じて必要な管理を行う。また、各子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的な報告を義務付ける。
 - ③ 当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。
 - ④ 当社は、必要に応じ各子会社に対して業務の監査を行う。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査等委員会は、監査等委員会の指揮命令に服する使用人（以下、「監査等委員会の補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。
 - ② 監査等委員会の補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査等委員会の事前の同意を必要とする。
 - ③ 監査等委員会の補助者が、その業務に関して監査等委員会から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備する。
- (7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員会に報告する。

- ② 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
 - ③ 当社は、前2項に従い監査等委員会への報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- (8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手続きに係る方針
- 当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
 - ② 監査等委員会は、取締役会のほか、必要に応じ経営会議その他の重要な会議に出席する。
 - ③ 監査等委員会は、必要に応じて監査法人と意見交換を行う。
 - ④ 監査等委員会は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
 - ⑤ 監査等委員会は、定期的に内部監査室長と意見交換を行い、連携の強化を図る。

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

(1) 内部統制システム全般

当社では、内部監査室による業務監査及び内部統制監査を通して、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価及び改善を実施しております。

また、上記体制のもと、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性評価」を行っております。当事業年度につきましては、開示すべき重要な不備及び欠陥は発見されておりません。

(2) コンプライアンス

法令遵守体制の点検・強化を推進するため、「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス推進責任部署を設置しております。また、コンプライアンス違反行為の発生を防止するとともに、万が一これらの行為が発生した場合において当該事実を速やかに把握し、適切に対処することを目的として、コンプライアンス情報窓口を社内を設置し、取り組みを強化しております。

(3) リスク管理

当社では、当社グループに関わる様々なリスクを一元的に予防、管理すること、またリスクが発生した場合には、迅速かつ的確な対応をすることを目的として、代表取締役を委員長とした「リスク対策委員会」を設置しております。

(4) 子会社経営管理

子会社の経営管理につきましては、当社経営企画部にて、経営管理体制の整備、統括を実施しており、「関係会社管理規程」及び「子会社共通職務権限表」を定め、子会社から事前の承認及び報告を受ける体制を整えております。また、子会社からの財務状況及びその他の状況につきましては、月次で報告を受け、当社の取締役会へ適宜報告しております。

(5) 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

なお、当事業年度につきましては、取締役会を18回開催しております。

(6) 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員の取締役会への出席及び常勤監査等委員による経営会議その他の重要な会議への出席及び取締役、使用人からのヒアリングを通じて、当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。

また、監査等委員会は会計監査人、内部監査室など内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、健全なバランスシートをもとに、連結業績、DOE（純資産配当率）、キャッシュ・フロー及び資本の効率性を総合的に勘案して、より安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。

当事業年度につきましては、上記方針に従い、当事業年度の業績、将来の事業展開や経営体質の強化のために必要な内部留保などを勘案のうえ、1株につき25円の普通配当を予定しております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	74,180	流 動 負 債	9,521
現金及び預金	65,009	買掛金	22
売掛金	6,977	未払金	3,255
商品	63	未払費用	190
仕掛品	890	未払法人税等	3,273
貯蔵品	3	未払消費税等	1,537
前払金	243	前受金	514
前払費用	360	預り金	192
その他	694	その他	535
貸倒引当金	△62	固 定 負 債	532
固 定 資 産	11,653	資産除去債務	446
有 形 固 定 資 産	679	その他	85
建物及び構築物	532	負 債 合 計	10,053
工具、器具及び備品	146	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	294	株 主 資 本	75,373
ソフトウェア	43	資本金	6,536
その他	251	資本剰余金	6,295
投 資 そ の 他 の 資 産	10,679	利益剰余金	67,185
投資有価証券	6,953	自己株式	△4,645
関係会社株式	3	その他の包括利益累計額	404
関係会社出資金	462	その他有価証券評価差額金	404
敷金及び保証金	1,487	非 支 配 株 主 持 分	1
繰延税金資産	1,620	純 資 産 合 計	75,779
その他	152	負 債 純 資 産 合 計	85,833
資 産 合 計	85,833		

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	45,128
売上原価	24,275
売上総利益	20,853
販売費及び一般管理費	8,602
営業利益	12,250
営業外収入	
受取利息	46
有価証券利息	8
投資事業組合運用益	9
投資有価証券売却益	192
暗号資産評価益	188
雑収入	85
営業外費用	
為替差損	108
投資有価証券評価損	662
デリバティブ運用損	148
雑損失	71
経常利益	991
特別利益	11,790
関係会社株式売却益	0
特別損失	
減損損失	852
税金等調整前当期純利益	852
法人税、住民税及び事業税	3,375
法人税等調整額	△414
当期純利益	10,938
非支配株主に帰属する当期純利益	7,977
親会社株主に帰属する当期純利益	0
	7,977

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	67,932	流 動 負 債	8,544
現金及び預金	61,232	買掛金	22
売掛金	6,052	未払金	2,920
商成品	24	未払費用	126
貯蔵品	3	未払法人税等	3,119
仕掛品	88	未払消費税	1,306
前払金	232	前受金	477
前払費用	261	預り金	41
その他	36	資産除去債務	171
貸倒引当金	△0	その他	357
固 定 資 産	16,337	固 定 負 債	342
有 形 固 定 資 産	531	資産除去債務	342
建物及び構築物	436		
工具、器具及び備品	94	負 債 合 計	8,887
無 形 固 定 資 産	35	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	35	株主資本	75,131
投 資 そ の 他 の 資 産	15,770	資本金	6,536
投資有価証券	1,318	資本剰余金	6,533
関係会社株式	3,214	資本準備金	6,533
関係会社出資金	7,681	利益剰余金	66,706
関係会社長期貸付金	3,010	その他利益剰余金	66,706
長期前払費用	36	繰越利益剰余金	66,706
敷金及び保証金	1,168	自 己 株 式	△4,645
繰延税金資産	1,394	評価・換算差額等	250
その他	37	その他有価証券評価差額金	250
貸倒引当金	△2,089	純 資 産 合 計	75,382
資 産 合 計	84,270	負 債 純 資 産 合 計	84,270

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	39,061
売上原価	20,368
売上総利益	18,693
販売費及び一般管理費	7,071
営業利益	11,622
営業外収入	
受取利息	80
受取配当金	190
投資有価証券売却益	85
雑収入	69
営業外費用	
為替差損	97
投資事業組合運用損	177
投資有価証券評価損	291
貸倒引当金繰入	401
雑損失	34
経常利益	11,045
特別利益	
関係会社株式売却益	40
貸倒引当金戻入額	449
特別損失	
関係会社株式評価損	1,262
その他特別損失	24
税引前当期純利益	10,247
法人税、住民税及び事業税	3,154
法人税等調整額	△253
当期純利益	7,346

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年11月16日

株式会社コロプラ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 勢 志 元 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 裕 之 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コロプラの2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コロプラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年11月16日

株式会社コロプラ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 勢 志 元 ㊤
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 裕 之 ㊤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コロプラの2019年10月1日から2020年9月30日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年10月1日から2020年9月30日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月17日

株式会社コロプラ 監査等委員会

常勤監査等委員 長谷川 哲造 ㊟

監査等委員 月岡 涼吾 ㊟

監査等委員 飯田 耕一郎 ㊟

(注) 監査等委員 長谷川哲造、月岡涼吾及び飯田耕一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染症拡大を防止し、株主の皆様、社員及び関係者の「生命と健康を守るための対応」を最優先とし、本総会については、以下のとおりとさせていただきます。

- ・当社役員のみで開催するため、株主の皆様は、ご来場されないようお願い申し上げます。
- ・お土産のご用意はございません。
- ・株主総会後の株主様向け会社説明会はございません。
- ・報告事項のポイントをまとめた動画を当社ウェブサイト

(<https://colopl.co.jp/ir/stock/shareholders/>)にてご視聴いただけます（12月上旬掲載予定）。

株主の皆様におかれましては、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。なお、株主総会当日までの状況の変化により、これらの内容を変更する場合は、当社ウェブサイトに変更後の内容を掲載させていただきます。